

全国金融統制会、清算に關する省令を廢止する
省令案 要綱

一、全国金融統制会、清算に關する省令は基本法である
金融統制団体令が廢止（昭和二十年十月二十三日）されたの
で制定された。

二、日本勸業銀行を清算人に選任してその清算事務を
処理せしめた。

三、昭和二十四年六月十五日大蔵省告示第四百二号をもつて
その清算が終了した旨告示した。

四、従つてこの省令も廢止する必要があるので、その諒解
を得た。

法務府令第 号
大藏省

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第
五百四十二号）に基づき、全国金融統制会、清算に関する省令を廃止する
命令を次のように定める。

昭和二十四年 七月 日

法務 総裁 殖 日 俊 吉

大藏 大臣 池 田 勇 人

全国金融統制会の清算に関する省令を廃止する命令
全国金融統制会の清算に関する省令（昭和二十年大藏省令第三号）は、
廃止する。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

大藏省令第三号



昭和二十年勅令第五百四十二号「プログラム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ基キ全國金融統制會ノ清算ニ関シ左ノ通定ム

昭和二十年十二月二十六日

大藏大臣子爵 渡邊 洋 敬 三
司法大臣 志 田 宙 造

第一條 全國金融統制會ノ清算ニ関シテハ金融統制團體令施行規則ニ依リ、外尚本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 全國金融統制會ノ清算ハ大藏大臣之ヲ監督ス

第三條 大藏大臣ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

大藏大臣ハ必要アリト認ムルトキハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

大藏大臣清算人ヲ選任又ハ解任シソルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

第四條 全國金融統制會ノ清算終了ニタルトキハ大藏大臣ハ其ノ旨ヲ告示ス

第五條 金融統制團體令施行規則第十四條及第十五條中裁判所トアリハ大藏大臣トス

金融統制團體令施行規則第一、二條、第十三條及第十七條ノ規定ハ本令ニヨリ 清算人ノ場合ニハ之ヲ

適用セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

参考

大蔵省告示第四百二号

全国金融統制会付、昭和二十一年十月十日

その清算を終了した。

昭和二十四年六月二十五日

大蔵大臣 池田勇人

裏面白紙